

倉吉市上下水道局告示第10号

倉吉市水洗便所改造資金融資要綱（令和2年倉吉市上下水道局告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

倉吉市長 広田 一恭

1 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(融資を受けることができる者の資格)</p> <p>第4条 改造資金の融資を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当しなければならない。</p> <p>(1) 公共下水道処理区域内若しくは集落排水施設排水区域内の改造工事を行う<u>住宅その他の建築物</u>（以下「住宅等」という。）の所有者又は当該住宅等の所有者の同意を得た使用者であること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 公共下水道処理区域又は集落排水施設排水区域において行われる改造工事であること。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>4 この要綱は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、失効の日の前日までに融資の決定を受けている資金については、なお従前の例による。</p>	<p>(融資を受けることができる者の資格)</p> <p>第4条 改造資金の融資を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当しなければならない。</p> <p>(1) 公共下水道処理区域内若しくは集落排水施設排水区域内の改造工事を行う<u>住宅</u>の所有者又は<u>当該住宅</u>の所有者の同意を得た使用者であること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 公共下水道処理区域又は集落排水施設排水区域となった日から15年以内に行う住宅の改造工事であること。<u>ただし、管理者が特に融資が必要と認める場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(5) 当該改造工事を行う場所において、初めて行う改造工事であること。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>4 この要綱は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、失効の日の前日までに融資の決定を受けている資金については、なお従前の例による。</p>

2 様式第2号から様式第4号までの規定中「画」を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。